

矢向中学校いじめ防止基本方針

平成26年3月31日策定（令和6年4月1日最新）

1 いじめ防止に向けた学校の考え方

（1）いじめの定義

いじめ防止対策推進法（以下、「法」という。）第2条にあるように、「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

（2）いじめ防止に向けての基本理念

全ての子どもは、かけがえのない存在であり、社会の宝である。子どもが健やかに成長していくことは、いつの時代も社会全体の願いであり、豊かな未来の実現に向けて最も大切なことである。

子どもは、人と人との関わり合いの中で、自己の特性や可能性を認識し、また、他者の長所等を発見する。互いを認め合い、誰もが安心して生活できる場であれば、子どもは温かい人間関係の中で自己実現を目指して伸び伸びと生活できる。しかし、ひとたび子どもの生活の場に、他者を排除するような雰囲気形成されれば、その場は子どもの居場所としての機能を失い、いじめを発生させる要因ともなりかねない。子どもにとって、いじめはその健やかな成長への阻害要因となるだけでなく、将来に向けた希望を失わせるなど、深刻な影響を与えるものとの認識に立つ必要がある。

2 「学校いじめ防止対策委員会」の設置

（1）委員会の構成員

○対策委員会の構成員は原則として次の者とする。

校長、副校長、教務主任、学年主任、生徒指導専任教諭、生徒指導部長
特活指導部長、特別支援コーディネーター、道徳担当教諭、養護教諭

○事案の状況により、関係する教職員等を加える。

○必要に応じて、心理や福祉等の専門家（カウンセラー、ソーシャルワーカー等）の参加を求める。

（2）委員会の運営

○「学校いじめ防止対策委員会」は、原則として月1回以上、定期的を開催する。なお、いじめの疑いがある段階で、直ちに委員会を開催する。

○校長等の責任者は、学校としての組織的な対応方針を決定するとともに、会議録を作成・保管し、進捗の管理を行う。

（3）委員会の活動内容

「学校いじめ防止対策委員会」は、学校が組織的かつ実効的にいじめ問題に取り組む中核の役割を担うものであり、次のような具体的な活動を行う。

○ いじめの未然防止

◆居場所作り、自己有用感の育成、人間関係作り、コミュニケーション力の育成

- ・いじめを許さない風土、世論作り
- ・「わかる授業」「思考判断表現を中心に生徒が主体的に参加する授業」
- ・あいさつ運動、相談活動の充実
- ・生徒活動の充実
- ・学校いじめ防止対策委員会の存在・活動を生徒、保護者に周知

○ いじめの早期発見・早期対応

◆教育相談活動の充実、教職員体制の組織化と強化

- ・いじめの相談、通報窓口の設置
- ・早期発見、事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに関わる情報の収集と記録。情報の共有
- ・いじめ（疑いを含む）を察知した場合には、情報の迅速な共有、関係生徒に対するアンケート調査、聴き取り調査等により事実関係の把握と、いじめであるか否かの判断
- ・いじめを受けた生徒に対する支援、いじめを行った生徒に対する指導の体制、対応方針の決定と保護者との連携などの組織的対応
- ・教職員の資質の向上
- ・アンケート等質問紙法の定期的実施と分析法の確立

○取組の検証

◆計画の実施と検証、修正

- ・学校いじめ防止基本方針に基づく年間計画の作成・実行・検証・修正
- ・学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、いじめの防止等に係わる校内研修の企画と計画的な実施
- ・学校いじめ防止基本方針が学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検と学校いじめ防止基本方針の見直し（PDCAサイクルの実行を含む）

3. いじめの未然防止、早期発見・事案対処

①いじめの未然防止

いじめはどの子にも起こり得るという事実を踏まえ、次の取組を行う。

- ・生徒の自己有用感、自己肯定感を育成・醸成させるために授業、学級活動、生徒会活動、部活動、ボランティア活動、地域活動等を活用し居場所づくりを行う。
- ・人権教育、道徳教育を具体的に推進するために、地域防災訓練への参加、ボランティア活動の推奨を行う。
- ・ユニバーサルデザインの視点を重視した授業を行い、生徒一人ひとりが大切にされていると実感できる授業作りを行う。
- ・性的マイノリティについての理解を行い、「だれもが」「安心して」「豊かに」生活できる学校づくりを意識していく。

②いじめの早期発見

いじめは、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し、些細な兆候であってもいじめの疑いを持って、いじめを積極的に認知するため、早期発見の取組を行う。

○教職員・学校体制

- ・定期的な教育相談。また教育相談を効果的に実施するための職員研修
- ・いじめを見逃さない教職員の見守り体制づくり（情報共有の推進）
- ・YPアセスメントの実施、定期的なアンケート、いじめ解決一斉キャンペーンの実施
- ・デジタルシティズンシップ教育の推進

○保護者・地域との連携

- ・いじめの定義理解についての情報発信
- ・インターネット使用について、保護者の責任が認識出来るよう情報の発信。
- ・いじめへの対処及びデジタルシティズンシップ教育についての共有

③いじめに対する措置

いじめの疑いがあった段階で、情報共有と組織的対応、支援・指導を行うために、教職員は些細な兆候や懸念、生徒からの訴えを個人で抱えこむ・判断をするということはず、直ちに学校いじめ防止対策委員会に報告・相談し、組織的な対応を行う。

- ・いじめ防止対策委員会での情報共有、対応方針決定、記録
- ・被害生徒及び保護者への支援、加害生徒および保護者への指導・支援
- ・保護者の協力、警察署等関係機関（※1）との連携
- ・生徒への指導・支援及び協力体制の要請

※1) 重大ないじめ事案や犯罪行為に当たる事態、児童ポルノ関連に関しては、迅速に対応を行う。

例) 暴行、傷害、強要、恐喝、脅迫、児童ポルノの提供指示、名誉毀損 等
生徒の生命や身体に重大な被害が生じた疑いがある事案

④いじめの解消

いじめの解消している状態とは、

○いじめの行為が少なくとも3ヶ月（目安）止んでいること

○いじめを受けた生徒が心身の苦痛を感じていないこと

の条件を満たしていることとする。そのために次の取組を行う。

- ・様々な機会を捉え、生徒にいじめが及ぼす影響について考えさせるために、道徳の時間だけでなく、道徳教育・人権教育の充実を図る。
- ・定期的に被害生徒、加害生徒の見守り及び相談活動を行うとともに保護者との定期連絡を行う。

⑤教職員の研修

生徒の心理や行為・行動の背景にある子ども同士の人間関係を捉える教職員の資質・能力を高めるために、次の研修を行う。

- ・いじめの定義の理解を含む研修、実践的な研修、カウンセリング演習を中心とした生徒理解研修
- ・法の確実な運用を行うための研修（状況に応じて外部講師の招聘）
- ・子どもの居場所づくりを考えるための学級経営研修
- ・目の前の子ども一人ひとりを大切にする授業研修

⑥学校運営協議会、地区懇談会、学校・地域・家庭連絡協議会、生徒総会等の活用

矢向中学区地区別集会、矢向中学校区地区別懇談会、矢向中学校区学校・家庭・地域連携事業実行委員会、矢向中学校小中一貫教育推進ブロックを活用し、いじめの問題や学校が抱える課題、子どもの居場所づくりについて、ブロック小学校、保護者、地域と共有し、連携・協働して取り組むこととする。また、生徒会からのアピールとして生徒総会、生徒会朝会等を活用する。

⑦取組の年間計画

月	活動内容
4月	対策委員会（年間活動方針の確認、引継ぎ） 生徒指導研修会（いじめの定義） 生徒理解研修 教育相談 地域訪問（～6月） 生徒会あいさつ運動 学校説明会
5月	「いじめ早期発見のための生活アンケート」実施（記名式アンケート・教育相談） 学校運営協議会 デジタルシティズンシップ教育 地区別集会 緑の募金
6月	学校・家庭・地域連携事業実行委員会 中学校授業体験（小6対象） 学校運営協議会 YPアセスメント実施・支援検討会 生徒総会 人権教育講演会（1・3年）
7月	社会を明るくする運動（2回）三者面談 横浜子ども会議（小中ブロック） 祭礼への有志生徒の手伝い 福祉体験
8月	教育相談 横浜子ども会議（区内） 自殺防止研修
9月	地域総合防災訓練 小中合同授業研究会 人権教育講演会（2年）
10月	学校運営協議会 小6児童の中学校部活動体験
11月	赤い羽根共同募金 YPアセスメント実施・支援検討会
12月	人権週間・いじめ防止月間の取組（啓発防止のぼりの設置等） ふれあいコンサート 「いじめ解決一斉キャンペーン」実施（無記名式アンケート・教育相談） 三者面談
1月	愛の光運動 教育相談 小中合同研究会
2月	ピンクシャツデーの発信（生活委員からのアピール） 新入生保護者説明会にてスマホの使い方についての発信・情報共有（少年補導員）
3月	対策委員会（年度反省・引継ぎ等） 学校運営協議会
年間	いじめ防止対策委員会（月1回・随時）・カウンセラーによる相談

4. 重大事態への対処

重大事態の疑いが発生した場合、次の対処を行う。

【重大事態の定義】

いじめ防止対策推進法 28 条第 1 項においては、いじめの重大事態の定義は「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」（同項第 1 号）、「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」（同項第 2 号）とされている。

【発生の報告】

学校は、重大事態が発生した場合（疑いを含む）は、直ちに教育委員会に報告する。

5. いじめ防止対策の点検・見直し

いじめ対応する組織体制や対応の流れについて、年間で 1 回、また必要に応じて組織、取組について見直しを行う。必要に応じて、横浜市いじめ防止基本方針を含めて見直しを検討し、措置を講じる。